今後の課題

- ●新設や移転集約に伴い、今後、区画数が足りなくなることが想定されることから、公営墓地の拡大や新たな整備の検討が必要となります。
- ●納骨堂の空きスペースも集約区域として検討しますが、受け入れに必要な設備の改修や規則、管理の在り 方などの整備が必要になります。しかし、空スペースにも限りがありますので、今後、共同墓の整備も検 討する必要があります。
- ●「墓地、埋葬等に関する法律」上、嘉手納町の殆どは墓地禁止区域となっていることから、市街地への建設を行わないよう指導する必要があります。
- ●禁止区域の全ての墓を移転集約することは現実的に困難であることから、既存墓地の建替えについては、 周辺住民や自治会の同意を得れば、認める方向で考えることが必要となります。

今後の方向性

【既存墓地への対策】

●市街地での建替えについては、周辺住民や自治会の同意を得れば、許可する方向で検討します。

【無縁墓地への対策】

●後継者のいなくなる可能性がある墓地については、納骨堂や共同墓への移転を促すとともに、既に無縁墓となっているものについては、移設撤去のための施策を検討し実施します。

【無許可墓地への対策】

●墓地建設には許可が必要となるため、墓地埋葬法の周知に努めるとともに、担当課による巡視パトロール や自治会等地域住民との連携、墓地建設業者及び墓地建設依頼者への指導に努めるとともに、墓地建設を 許可した許可表示板などの設置や建設許可証の掲示などを検討します。

【歴史的資源の墓地への対策】

● 亀甲墓などは、昔から残る沖縄独特の墓形態であり、歴史的な資源にも今後なり得る可能性があります。 そのため、歴史的資源と成り得る墓地については、今後も保全に取り組みます。

【公営墓地のあり方】

- ●町民の今後の新たな墓地需要に対応するものとして 10 年分 50 区画を確保します。
- ●利用者の決定にあたっては、真に必要な町民が公平公正に利用できるようにするため、区画を何年かに分け基準を定め公募により行うことを基本とします。
- ●近年は家族墓の建設が多くみられることから、公営墓地で設定している墓地面積の縮小やロッカー式墓地の整備、共同墓地の整備など、よりコンパクトにし、より多くの受け皿を用意することに努めます。

【納骨堂の利用】

- ●納骨堂については、町民の墓地需要の受け皿としても活用できるよう施設の整備や規則の整備を行います。 【今後の墓地への対策】
- ●墓地台帳を活用し、新たに建設される墓地の現況確認や無許可で建設される墓地の管理を行います。
- ●新規で建設される墓地については、「墓地建設許可証(仮)」を墓地に表示の義務化を行います。

【墓地整備基本計画の見直し】

●嘉手納町墓地整備基本計画は 10 年間の方針を定めた計画であることから、町内に点在する墓地の再確認等を行うため見直しを行います。

嘉手納町墓地整備基本計画【概要版】

発行: 嘉手納町 産業環境課 〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588番地

嘉手納町

嘉手納町墓地整備基本計画の目的

沖縄県内の墓地は従来、集落から離れていた場所に立地していましたが、集落の拡大等により集落地に内包されており、嘉手納町においても同様に墓地が集落地内に混在してきています。また、米軍基地建設の影響により戦前の集落から移転を余儀なくされ、以前の集落から移転することによって墓地と集落の位置が近接する状況となってきています。このような沖縄独特の墓地のあり方は、住環境や景観等に影響をもたらしています。

墓地の建設等を行う場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき都道府県知事の許可が必要となりますが、近年では、無許可による墓の建設がみられることが問題となっています。

嘉手納町墓地整備基本計画では、嘉手納町全域(米軍基地を除く)を対象に、町内に立地する墓地の 状況や住民意向を把握し、今後の墓地の集約や適正配置に関する計画書を策定するものであります。ま た、住民に対して墓地の建設や管理に関する規則の周知徹底を行い、嘉手納町における墓地の望ましい あり方についての指針を示すことを目的とします。

嘉手納町墓地整備基本計画の計画期間

嘉手納町墓地整備基本計画は、平成 27 年度を基準年とし、10 年後の平成 36 年度までを計画期間 とします。

嘉手納町内の墓地の立地状況

平成 25 年度調査において、嘉手納町内(米軍基地内を除く)には 1,962 基の墓地が立地している 状況にあります。その内、久得霊園 794 基、嘉手納霊園 78 基、水釜霊園 17 基と公営墓地には、 889 基の墓地が立地しています。

そのことから、嘉手納町の市街地に 1,073 基の墓地が点在している状況にあります。

今後想定される墓地の増加数

「国立社会保障・人口問題研究所」で公表されている「将来の増加人口」及び「将来の死亡率」を用いて、「将来の死亡者数」を算出します。算出結果は、年平均77名の死亡者数となります。

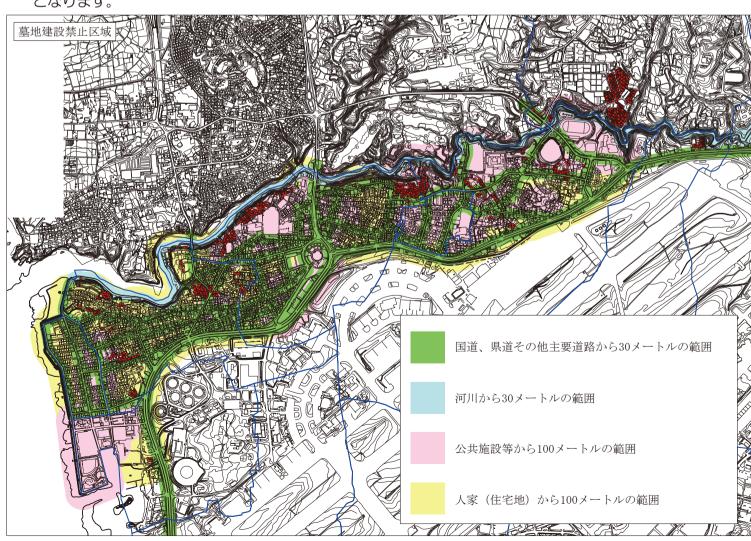
住民意向調査より、今後、嘉手納町内に新たに墓地建設を検討している方の回答率が6.6%であったことから、年平均5基ずつ墓地が増加することが想定できます。

年平均死亡者数:77名 × 墓地建設割合:6.6% = 年平均墓地増加数:5.082(概ね5基)

「墓地、埋葬等に関する法律」における墓地禁止区域

墓地は「墓地、埋葬等に関する法律」において、「国道や県道、その他主要道路」「河川」から 30 メートル以上、「公園、学校などの公共施設」「人家」から 100 メートル以上離れていることなどの条件があります。

「墓地、埋葬等に関する法律」の条件を嘉手納町に重ねると、殆どの土地で、墓地の建設は禁止区域となります。



墓地集約区域

嘉手納町の土地利用において、「墓地、埋葬等に関する法律」上では殆どの地域が墓地建設の禁止区域となっています。しかし、今後も墓地の増加はみられることから、市街地への墓地建設が今後も想定されるため、墓地建設の受け皿を検討する必要があります。

近年、近隣市町村では民間の管理型墓苑の整備が行われつつありますが、本町においては、そのような土地の確保は極めて困難であり、今後の町内における墓地需要を考慮すると公営墓地の活用も視野に入れることが望まれます。

そのため、公営墓地を墓地移転集約先としての検討を行うこととなりました。

移転集約対象の墓地

公営墓地を墓地の移転集約先として検討することとなりましたが、今後増加が想定される墓地のみの 受け皿として利用するのではなく、町内の「公園などの公共施設」や「住環境上の観点」に点在してる 墓地についても、移転対象として検討します。

■「公園などの公共施設」

「公園などの公共施設」については、周辺も含めて墓地の立地が多く見られる「屋良城跡公園」、「野國總管公園」、「嘉手納運動公園」などに点在している墓地を対象とし積極的な移転を行います。

■「住環境上の観点からによる主要な幹線道路沿道」

「住環境上の観点からによる主要な幹線道路沿道」については、主要な幹線道路として「町道39号線(水釜通り)」「町道48号線」「水釜大木線」「屋良千貫田線」などの沿道に隣接する墓地を対象とし、所有者の要望に応じ対応します。

